

議案第6号

飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例について

飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に
関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において任意選挙公営制度を導入するための
制定

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用 自動車の使用等の公営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の公営)

第2条 飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する場合 候補者1人について、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額
- (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する場合 候補者1人について、第6条に規定する単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、飛騨市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する場合 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第1項第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間における選挙運動用自動車の使用に関する有償契約
- (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間における選挙運動用ビラの作成に関する有償契約
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間における選挙運動用ポスターの作成に関する有償契約
(公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条第1号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約において2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補

者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条第1号の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数(前号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

2 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同項第1号に定める契約と同項第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。

第5条 市は、候補者(第3条第2号の届出をした者に限る。)が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合

には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 市は、候補者(第3条第3号の届出をした者に限る。)が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について
担当部	総務部
提案理由	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において任意選挙公営制度を導入するための制定
制定改廃の根拠等	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき制定するもの
条例の概要	<p>1 制定の趣旨</p> <p>選挙の公正を確保するとともに、立候補に係る負担軽減を図ることで立候補しやすい環境を整備することを目的として、候補者の選挙運動に必要な費用の一部を公費で負担する制度を導入するために制定するもの。</p> <p>2 制定の主な内容</p> <p>(1) 公営の種類</p> <p>飛騨市議会議員及び飛騨市長選挙における候補者は、条例で定める金額の範囲で、無料で選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができることを規定する。（第2条関係）</p> <p>(2) 契約の届出</p> <p>公費負担の適用を受けようとする候補者は、各事業者等と事前に有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届出しなければならないことを規定する。（第3条関係）</p> <p>(3) 公費の支払い</p> <p>選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成した場合の公費負担額を規定する。（第4条～第6条関係）</p>
市民への影響等	立候補する者にとっては有利となる制定
施行日	令和5年4月1日
備考	